

歯09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用ダイヤモンドバー（コード：16670000）

シェルフェ F G用ダイヤモンドバー

【形状・構造および原理等】

1)形状・構造

歯科用ハンドピース又は歯科用回転駆動装置を接続できる軸に、ダイヤモンド粒子が付着した作業部を持つ。

2)各形態の使用回転数

●上限120,000回転/分			
038-040			
上限160,000回転/分			
171-025 198-023 239-025			
●上限300,000回転/分			
165-012 165-014 166-012 173-014 198-012 198-016 198-018 199-012 199-014 199-018 243-023 277-023 289-012 C166-014 C173-014 C198-014 C198-018 C199-014 C243-021 C508R-016 C508R-020 F166-016 F508R-016 SF165-012 SF166-012 SF198-014 SF243-021 SF249-010 SF250-014 SF277-023 S165-014 S172-014 S198-016			
●上限450,000回転/分			
001-008 001-010 001-012 001-014 001-016 001-018 019-010 170-016 170-018 170-021 SF277-018 S170-012			

3)粗さの種類

カラーペイント	種類
緑	コース
なし	レギュラー
赤	ファイン
黄	スーパーファイン

【使用目的又は効果】

歯牙、レジン、金属および陶材を研削、研磨するために用いる。

【使用方法等】

- 1)使用前に予め洗浄・滅菌して乾燥させ、汚染を避けて保管しておく。
- 2)使用時に、本品を歯科用ハンドピース又は歯科用回転駆動装置に装着する。
- 3)回転させて、振れがないかを確認する。
- 4)ソフトタッチで断続的に被切削物に押し付けて切削する。

【使用方法に関連する使用上の注意】

- 1)ハンドピース（タービン）メーカーの指定に従ってシャックを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- 2)ハンドピース挿入に専用の治具が必要な機器は、必ず治具を使用すること。ネックが曲がる場合があるので、無理な圧力をかけてはめこまないこと。
- 3)予め患者の口腔外で回転させて、振れがないことを確認すること。
- 4)無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。頭部の細い、長い、大きい形状のもの、またはネックの細いものは、折れたり曲がったりすることがある。
- 5)歯牙切削時に、こじたりねじったりするような力を加えることや、急激な回転数の変更はしないこと。
- 6)歯髄為害防止のため、十分な注水下にてソフトタッチ（フェザータッチ）で使用する。

【使用上の注意】

- 1)指定の回転数を厳守して使用すること。
- 2)損傷、変形（錆、表面キズ、曲がり）、汚染等のあるものは使用しないこと。

3)本品の加熱や改造は行わないこと。

4)目の損傷を防ぐために、保護メガネなどを使用すること。もし本品または切削屑が目に入ったときは、すぐに多量の流水で洗浄し、眼科医の診断を受けること。

5)使用中の落下により、本品を患者が誤飲しないよう注意すること。本品を使用中に異常を感じた場合は直ちに使用を中止すること。

6)本器具は【使用目的又は効果】の項に記載の用途以外には使用しないこと。

7)本器具は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

1)水分、腐食性薬剤及びその蒸気を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。

2)歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【保守・点検に係る事項】

1)消毒液、消毒剤、滅菌器については、各製造業者の指示に従い正しく使用すること。

2)使用後は、歯科器具用防錆洗浄剤を用いて付着物を十分に除去した後、オートクレーブ、ケミクレーブ、乾熱滅菌又はE O Gによる滅菌を行い、よく乾燥させて保管すること。

なお、過酸化水素水は、金属腐食の原因となるので使用しないこと。

3)本品を洗浄・消毒する場合には手袋等を着用すること。

4)超音波洗浄器を用いる場合は、バーが互いにこすれあって損傷しないよう、バーホルダーを使用すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者
株式会社 ビーディーアール
愛知県名古屋市中白区原4-106